

_____ JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. _____

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の （再生可能エネルギー発電設備）グリーンファイナンス・ フレームワークに Green 1(F) を付与

評価対象： 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
（再生可能エネルギー発電設備）グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

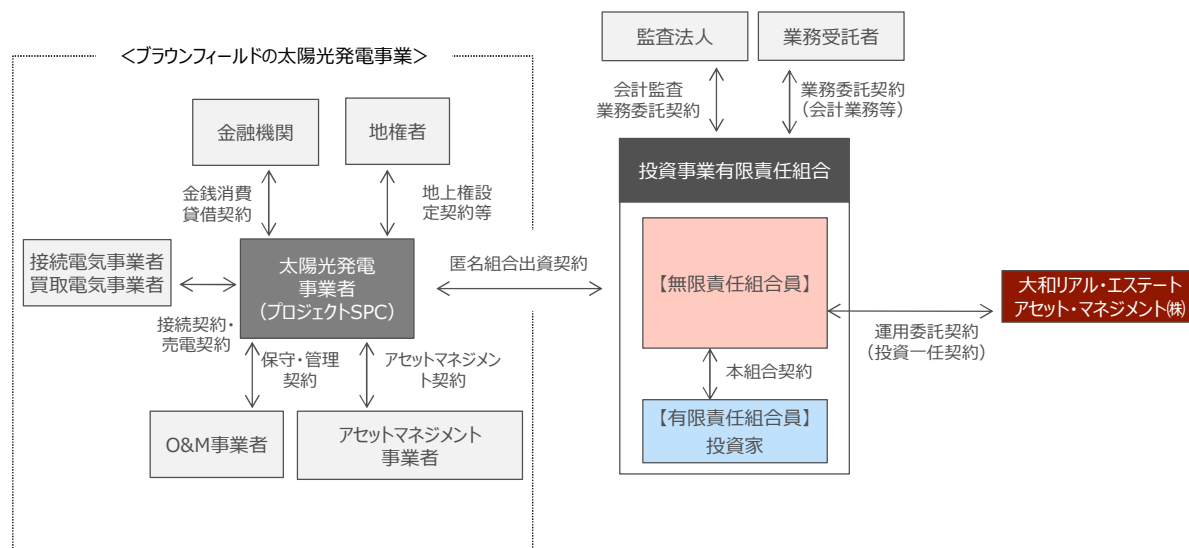
大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社（大和リアル）は、2004年10月に株式会社ダヴィンチ・セレクトとして設立された資産運用会社。2009年7月に株式会社大和証券グループ本社が100%株主に変更となり、商号も大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社に変更されている。

大和証券グループは、経営ビジョン「2030Vision」において、重点分野「グリーン&ソーシャル」の重点課題として「持続可能な社会の実現に資する新たな金融商品・サービスの開発・提供」を掲げており、大和リアルは大和証券グループの1社としてファンド運用を通じてグループの取り組みに貢献し、かつ環境問題の解決に資することを目指している。

今般の評価対象は、大和リアルが運用する投資事業有限責任組合（LPS）を適用対象として策定された（再生可能エネルギー発電設備）グリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。LPSは組合の一種で、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」（LPS法）に基づいて設立される。組合運営に関し全責任を無限に負う無限責任組合員（GP）と、資金出資者であり、責任が出資した金額のみに制限される有限責任組合員（LP）で構成される。LPSの資金調達手段は、GPおよびLPからの出資のみとなり、負債性のある調達手段はない。LPSの運用主体であるGPはSPCの形式となっており、GPとの間の運用委託契約に基づき、大和リアルが運用会社として投資対象となる匿名組合出資先（太陽光発電設備を保有しこれを用いて発電事業を行う事業者（プロジェクトSPC）への出資を目的とするもの）の選定、投

資実行後の匿名組合出資員としての権利行使についての判断、組合財産の運用等運用業務を行うこととなっている。JCR は、本フレームワークが「グリーンボンド原則」¹、「グリーンローン原則」²、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」³に適合しているか否かの評価を行う。なお、上記原則・ガイドラインは負債性商品を対象としているため、本フレームワークの適用対象となる LPS の調達手段である出資は直接適用されない。そのため、上記原則・ガイドラインを参照する形で評価を行う。

<スキーム図>



本フレームワークでは、LPS が組合員からの出資により調達した資金は、プロジェクト SPC への匿名組合出資持分の取得へと充当される。プロジェクト SPC の保有する太陽光発電設備は、LPS 特有の投資ガイドラインに定められている基準を満たすものに限定されることとなっている。JCR では、本フレームワークで定める資金使途の対象となるプロジェクトは、再生可能エネルギーとして脱炭素化に資するグリーンプロジェクトであり、環境改善効果を有すると評価している。LPS が太陽光発電設備に投資する際、当該発電設備において想定される環境に及ぼし得る負の影響についても、デュー・ディリジェンスを行い、第三者によるテクニカルレポート等を取り寄せたうえで社内の専門部署によってチェックが行われる。

大和リアルは、資金使途の対象にかかる適格基準や選定におけるプロセスを明確に定めている。LPS が組合員から調達した資金は契約書等に即して適切に管理が行われる予定であること、資金充当状況および環境改善効果に関するレポートが適切であること、また、大和証券グループおよび大和リアルの経営陣が環境問題に対して優先度を高く持ち業務を行っていること等より、JCR では大和リアルが適切な管理運営体制を構築し、調達を行うグリーンファイナンスに関して高い透明性を有していることを確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green1(F)”とした。評価結果は次章にて詳述する。

¹ ICMA (International Capital Market Association) Green Bond Principles 2021
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>
² LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Market Loan Association)、Loan Syndications and Trading Association Green Loan Principle 2021
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>
³ 環境省 グリーンボンドガイドライン・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

第2章：各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本フレームワークから実行されるグリーンファイナンスの資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、本フレームワークで定められた資金使途が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響が社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかを確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金使途にかかる本フレームワーク>

[資金使途の概要]

投資事業有限責任組合（以下 LPS）等のファンドを通じて、太陽光発電設備を有する SPC プロジェクトに係る各匿名組合出資等へ出資するための資金

[適格性基準]

- ・ 資金充当対象となるプロジェクトは、投資主体となる LPS の投資ガイドラインに照らし以下の各項目が基準に合致するかの確認を経て、リスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとする。
 - 投資利回り
 - 対象事業及び対象地域
 - 固定価格買取制度の適用等
 - 太陽光発電設備の発電出力
 - その他、上記投資ガイドラインに列挙する投資基準項目

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の対象となるプロジェクトとして本フレームワークで掲げられた事業は、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー事業であり、高い環境改善効果が期待できる。

大和リアルが本フレームワークで資金使途の対象としているのは、匿名組合出資を通じた、太陽光発電設備を保有のうえ発電事業を行う事業者への投資である。本フレームワークの対象となる LPS ファンドは、GP との間の運用委託契約に基づき、運用会社によって、投資対象となる再生可能エネルギー発電設備を選定する。選定に際して、運用会社は各 LPS ファンドに固有で策定される投資ガイドラインを参照することとなっている。

投資ガイドラインは、運用戦略、目標リターン、投資基準などの項目について定められており、特に投資基準についても、投資利回り、対象事業及び対象地域、固定価格買取制度等の適用等、太

太陽光発電設備の発電出力、環境条件等を含む様々な観点で、対象となる LPS ファンドが取得する太陽光発電設備の条件を明記している。

本フレームワーク評価時点では、本フレームワークの対象となる LPS は 1 ファンドが組成されている。大和リアルは、投資家の選好などを勘案し、今後も類似のスキームのファンドを組成することを予定している。

ii. 資金使途は、「グリーンボンド原則」および「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に例示されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

2021 年 7 月に公表された新しいエネルギー基本計画（素案）の概要によると、2020 年 10 月に菅義偉総理大臣による「カーボンニュートラル宣言」および 2021 年 4 月に表明された 2030 年の 46% CO₂削減の実現に向け、S+3E⁴を前提として、再生可能エネルギーの主力電源化を目指すとし、最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入をめざすべく、各種政策対応が予定されるとしている。

太陽光発電は同計画において大規模開発や自家消費・地産地消を行う分散型電源のほか、災害時の非常用電源としても利用可能であるとされ、安定供給やコストといった再生可能エネルギーに存在する課題を克服し、その可能性を発揮することが期待されている。太陽光発電は発電時に CO₂を排出しないのみならず、発電装置の工場製造時における CO₂を考慮したライフサイクル CO₂排出量と比較しても火力発電の数十分の一であり、その CO₂排出削減効果は大きい。

このように、国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされている。大和リアルが本フレームワークで太陽光発電設備への投資を資金使途としていることは、再生可能エネルギーの導入に貢献するものであり、グリーンボンド原則・グリーンボンドガイドラインに定義された「再生可能エネルギー」に該当するとともに、国内における政策に沿うものである。

b. 環境に対する負の影響について

本フレームワークの適用対象となる LPS は、その GP と運用委託契約を締結する大和リアルが、当該 LPS の投資対象となる匿名組合出資先（太陽光発電設備を保有しこれを用いて発電事業を行うプロジェクト SPC に出資するもの）の選定を行う。大和リアルは、資金使途の対象の選定にあたり、「環境条件」を投資基準の一つとし、外部機関による技術デュー・デリジェンス報告書などを通じて事前調査を行い、環境に対する負の影響を及ぼすリスクを特定することを必須としている。以上から、JCR は大和リアルが環境に対する負の影響について、社内の担当部署および外部の第三者機関のもとで影響を把握し、必要な回避・緩和措置を講じていると評価している。

4 安全性(Safety)を大前提とし、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時達成すること

c. SDGs との整合性について

JCR は、本フレームワークで定める適格プロジェクトが再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。



目標 12 : つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

大和リアルが所属する大和証券グループでは、環境課題の解決に向けた姿勢を打ち出した「環境ビジョン・環境理念・環境基本3方針」を公表している。これらの方針のもと、大和リアルもESGを重視することが中長期的な企業価値向上に資すると判断し、環境保護へ向けた取り組みを積極的に推進している。また、大和証券グループでは新たに2021年8月「大和証券グループカーボンニュートラル宣言」を策定・公表している中、本スキームの組成および運用により、CO₂排出削減を通じて環境問題の解決に貢献することができるため、大和証券グループおよび大和リアルの目標と整合的である。

環境ビジョン・環境理念・環境基本方針

環境ビジョン

大和証券グループは、かけがえのない地球環境を将来世代へ引き継ぐため、本業である金融機能を活用して貢献する。

環境理念

私たちは、21世紀の持続可能な社会の形成に向けて、「地球温暖化の防止」「資源の循環的な利用」「生態系の保全」等の重要性を認識し、「金融業務を通じた環境課題解決への貢献」に努めるとともに、企業市民としても、継続的に環境負荷低減に努めます。

環境基本方針

1. 本業を通じた環境への取り組み
低炭素社会、循環型社会、共生型社会の実現に向け、金融商品・サービスの開発・提供に努めます。
2. 環境管理態勢の整備・運営
環境管理態勢を整備し、環境活動の継続的改善に努めます。また、環境教育、啓発活動を実施し、社員の環境保全意識の向上に努めます。
3. 省資源・省エネルギー・生態系保全への取り組み
省資源、省エネルギー技術やシステムの導入、効率的な利用（業務の効率化も含む）の推進に努めます。また、節水、リデュース（廃棄物等発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に取り組み、循環型社会の実現への貢献に努めます。さらに、生物多様性への配慮、環境との共生等を目指し、グリーン調達の推進等に努めます。
4. 環境コミュニケーションの推進
環境に関する情報の積極的な開示に努めるとともに、お客様をはじめ、社会との幅広いコミュニケーションを図り、取引先、地域コミュニティ、NGO・NPO等との連携と協働に努めます。
5. 環境関連法規制等の遵守
環境関連法令・規則をはじめ自社の環境方針等を遵守し、環境保全に努めます。

b. 選定基準

本フレームワークにおける資金使途は、再生可能エネルギー発電設備を投資対象とする SPC への匿名組合出資の取得資金である。JCR は評価フェーズ 1 で既述の通り、上記の資金使途は高い環境改善効果を有すると評価している。

c. プロセス

<プロセスにかかる本フレームワーク>

1. プロジェクト選定関与者

- ・調達資金の使途となる各プロジェクトは、ファンド運用部インフラチームにより適格クライテリアへの適合を検討し、評価および選定を行うものとする。

2. プロジェクト選定プロセス

- ・ファンド運用部案件担当者は、投資対象となる各プロジェクトについて、社内の意思決定機関であるファンド投資委員会（構成員に代表取締役 3 名を含む）に諮り、総合的な分析・検討を経た上で最終決定を受けるものとする。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

LPS ファンドの投資対象となる再生可能エネルギー発電設備は、当該ファンドの運用会社である大和リアルによってフレームワークに策定された通りに選定される。資金使途の対象となるプロジェクトの評価・選定には、再生可能エネルギー発電設備に関する専門的知見を有する部署および経営陣が適切に関与している。

本フレームワークに定められている目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートおよび投資ガイドラインに記述されている。以上より、JCR ではプロセスは適切に整備されており、投資家に対する透明性は確保されていると評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンファイナンスの実行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンファイナンスにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

[調達資金の充当計画]

- ・出資等によって調達された資金は、入金後すみやかに、あらかじめ定められた各匿名組合出資等のプロジェクトへの出資原資として充当するものとする。

[調達資金の追跡管理の方法]

- ・LPS が調達した無限責任組合員（GP）出資および有限責任組合員（LP）出資は、投資事業有限責任組合契約（LPS 契約）に則して、資金使途の対象である匿名組合出資の取得資金として充当される。
- ・資金使途の対象となる匿名組合出資から配当等支払が発生した場合、LPS 契約に則して組合員へ分配される。
- ・これらの資金の管理は、LPS の事務受託者である会計事務所により実施され、作成される帳簿により管理される。
- ・LPS の資金管理に付随して会計事務所により作成された決算書は、各期日より一定期間内での送付の方法により、各 LP に報告される。

[追跡管理に関する内部統制および外部監査]

- ・LPS に関して作成された貸借対照表、損益計算書および業務報告書等は、事業年度ごとに会計監査を受けることとなっている。
- ・当該監査手続きを通じ、資金管理の適切性の確認を受けるものとする。

[未充当資金の管理方法]

- ・投資実行時には調達した資金全額を速やかに投資に充当するため、また、投資回収時には回収した資金を速やかに分配するため、未充当資金にかかる管理方法の取り決めはない。
- ・調達資金の充当が実施されるまでの期間は、調達資金は現金または現金等価物にて管理する。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークの対象となる LPS ファンドは、出資金を、再生可能エネルギー発電設備を保有のうえ発電事業を行うプロジェクト SPC への匿名組合出資のために充当する。投資対象となる当該匿名組合出資は、LPS ファンドの運用会社により選定されることが予定され、LPS ファンドの投資家は、投資対象となる当該匿名組合出資が決定する都度追加出資を行うこととなっている。かかる投資家から追加出資を受けた後、速やかに当該匿名組合出資の持分取得を行う予定としており、投資家の出資金が未充当資金のまま LPS ファンドに滞留することはない。

投資家からの出資金にかかる資金管理は、LPS 契約に定められた外部の受託者によって行われることが想定されている。LPS ファンドの財務状況に関しては、会計監査を受けた財務諸表を年次で投資家宛に開示されることが予定されている点から、資金管理に関して統制が働いていると考えられる。

LPS ファンドへの出資金は、全額が再生可能エネルギー発電設備を有するプロジェクト SPC への匿名組合出資持分の取得資金として一括で充当されるため、出資当初の未充当資金はない。プロジェクト SPC が保有する再生可能エネルギー発電設備が何等かの理由で処分され、資金使途の対象とならなくなる場合、当該再生可能エネルギー発電設備を保有するプロジェクト SPC への匿名組合出資金が LPS ファンドに返還され、当該返還金をもって LPS ファンドの投資家に分配される。このため、出資金が存続する期間中も未充当資金は発生しない。

以上より JCR では資金管理について、その妥当性および透明性は高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して発行または実行が行われるグリーンファイナンスの発行または実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティングにかかる本フレームワーク>

[資金の充当状況に関するレポーティング]

- ・ 調達された資金は全額が匿名組合出資等の取得に充当されるが、各匿名組合出資等への投資が実行される事前に、当社が投資家に対し、本グリーン・エクイティへの投資を依頼するキャピタルコールによる支払通知書上で、資金の充当方法を開示するものとする。
- ・ 全額すみやかに充当予定であるため、未充当資金にかかる年次レポーティングでは開示しないものとする。

[環境改善効果に関するレポーティング]

- ・ 投資家向け運用報告書で、年次での開示を予定している。
 - ① 対象となるプロジェクトの一覧
 - ② 対象となるプロジェクトによって削減された CO₂ 排出量
 - ③ 対象となるプロジェクトによって発電された発電量

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本フレームワークの対象となる LPS ファンドは、投資家から出資金を募る際、投資対象となる匿名組合出資に関する情報（プロジェクト SPC が保有する再生可能エネルギー発電設備の内容に関するものを含む。）および投資金額を開示する。また、資金使途の対象となる匿名組合出資持分が LPS ファンドにより処分された場合、若しくは、何等かの理由でプロジェクト SPC を通じて再生可能エネルギー発電設備が処分された場合、LPS ファンドは当該事由の発生を投資家に通知の上、出資金の払い戻しを行うことを予定している。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

本フレームワークでは、環境改善効果に関するインパクト・レポーティングとして、①対象となるプロジェクトの一覧、②対象となるプロジェクトによって削減された CO₂ 排出量および③対象となるプロジェクトによって発電された発電量が開示される予定である。これらの開示項目には、発電量・CO₂ 排出削減量の定量的指標が含まれている。

JCR では、上記資金の充当状況および環境改善効果のレポーティングともに、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、グリーンファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

大和リアルは、大和証券グループ本社が 100%出資する、J-REIT、私募 REIT 並びに不動産を中心としたリアルアセットを投資対象とする私募ファンドからの運用受託を行う資産運用会社である。大和リアルの環境に対する取り組みは、大和証券グループの取り組みの一環として位置付けられる。以下では大和証券グループおよび大和リアルについて、組織の環境への取り組みを検討する。

a. 大和証券グループの環境に対する取り組みについて

大和証券グループは、2030 年に目指す姿として、経営ビジョン「2030Vision」を策定、その達成に向けた当初 3 年間の戦略として、新中期経営計画「“Passion for the Best” 2023」を公表している。「2030Vision」では、以下の重点分野および重点課題をマテリアリティとしている。

重点分野	重点課題
<p>人生100年時代 人生100年時代を誰もが豊かに過ごせる社会の実現</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人生100年時代の実現に向けた家計の資産形成・保全のサポート 2. 民間資金による地方活性化の実現 3. アジア地域の経済成長を金融面から支援
<p>イノベーション 社会を豊かにするイノベーションの促進と自らの変革の実現</p>	<ol style="list-style-type: none"> 4. 社会を豊かにするイノベーションの実現に向けた企業の新陳代謝の加速支援 5. 新たな付加価値創出に向けた事業ポートフォリオの変革 6. 唯一無二の金融プラットフォームとして社会の変革をリード
<p>グリーン&ソーシャル 脱炭素社会への移行の促進とレジリエントな社会の実現</p>	<ol style="list-style-type: none"> 7. 脱炭素社会の実現を支援するグリーンファイナンス/トランジションファイナンスの促進 8. 持続可能な社会の実現に資する新たな金融商品・サービスの開発・提供
<p>サステナブル経営の基盤 ダイバーシティ&インクルージョン 多様な個性を認め合い、誰もが活躍できる社会の実現</p> <p>サステナブルな企業経営を支える基盤の強化</p>	<ol style="list-style-type: none"> 9. 付加価値を提供できる人材の育成 10. 多様な個性を認め合い、誰もが活躍できる組織の構築 11. 健全で透明性の高い経営基盤の強化 12. 金融・資本市場の維持発展をリード 13. 次世代につなぐ美しい地球環境の創造 14. より良い未来のコミュニティ・社会の実現

(出典：大和証券グループ 新中期経営計画ダイジェスト版)

事業活動における環境への取り組みに関連する重点分野としては「グリーン&ソーシャル」、および重点課題として「グリーン&ソーシャル」、重点課題には「持続可能な社会の実現に資する新たな金融商品・サービスの開発・提供」が挙げられており、金融機関としての強みを生かしながら、サステナビリティに資する取り組みを推進する姿勢を示している。

2021 年度から 2023 年度を対象とした新中期経営計画において、大和証券グループでは再生可能エネルギーの投資にかかる目標として、大和証券グループの 100%子会社で再生可能エネルギーの開発・運用を行う大和エナジー・インフラ株式会社における再生可能エネルギー・インフラの投資残高を 2023 年度末までに 2,000 億円程度、中長期的に 3,000 億円とすることを掲げている。当該計画

においては、ポートフォリオのファンド化を通じた外部資本導入により、キャピタルリサイクリングモデルを確立することが念頭にあり、本フレームワークにおける取り組みが大和証券グループの戦略へ大きな意義を果たすものと考えられる。

b. 大和リアル環境に対する取り組みについて

大和リアルは大和エナジー・インフラ等、大和証券グループのネットワークを活用して、再生可能エネルギーを対象としたファンドの組成・運用に取り組んでおり、事業活動を通じて環境問題の解決に貢献することを目指している。大和エナジー・インフラとの協業、自己資金を活用した柔軟な投融資等を通じて再生エネルギー関連資産を積み上げ、証券・金融のビジネスのノウハウを生かした様々な手段で多様な投資機会を提供することを投融資戦略としており、大和証券グループの強みである証券・金融分野と環境の融合を企図した事業運営が行われている。

大和リアルは、多様なアセットおよびスキームの不動産ファンドの組成・運用の経験をバックグラウンドとし、投資家のニーズに即したファンドを組成・運用できることを強みとしている。再生可能エネルギー分野（太陽光・バイオマス）に関しては、20件、約226,496kW（2021年7月時点）のプロジェクトのアセットマネージャー業務の受託を通じて、ノウハウを積み上げている。

大和リアルはサステナビリティにかかる取り組みを専門的に推進する合議体として、2019年3月にサステナビリティ推進委員会を設置した。当該委員会は、大和リアルの運用している投資法人およびファンドも対象として、サステナビリティにかかる具体的な取り組み事項の検討、目標の策定などが行われている。再生可能エネルギープロジェクトへの投資にあたっては、技術コンサルティング会社等の外部専門機関等と連携し、その知見を活用している。

以上から、JCRは大和証券グループおよび大和リアルの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけ、専門的知見を有する部署および外部機関との連携によってグリーンファイナンスの実行方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等を明確に定めていると評価している。

■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

運用会社：大和リアル・エステート・アセットマネジメント株式会社

【新規】

対象	評価
(再生可能エネルギー発電設備) グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：Green 1(F) グリーン性評価：g1(F) 管理・運営・透明性評価：m1(F)

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル